

滝山住宅管理組合 有料駐車場経営細則

施行：1969（昭和44）年8月

全文改正施行：1978（昭和53）年12月4日

最終改正：2021（令和3）年5月22日

同施行：2022（令和4）年3月1日

（総 則）

第1条 滝山住宅管理組合（以下「組合」という。）は、団地共有地内の駐車場施設を管理し、当該施設の使用に伴う住宅所有者の共同利益を維持していくため、当該施設を有料駐車場（以下「団地内駐車場」という。）として管理し、経営（運営）することを目的として組合規約第43条の規定により本細則を定める。

（利用者の資格）

第2条 団地内駐車場利用の申込をすることができる自動車は、組合員若しくは当団地居住者（駐車場利用に関する事項につき、当該住宅の組合員が当該住宅の居住者に承認を与えた場合に限る。）の保有（保有とは、所有のいかんにかかわらず、本人が日常的に使用する場合も含む）する自動車（駐車スペースに一定の余裕をもって駐車できる大きさを限度とする）、かつ1住宅に1台と限る。ただし、組合費および修繕費積立金を指定期日までに完納していない組合員・居住者を除く。

2 駐車場に空きがある場合は、当該年度理事会の判断により、上記1項の利用資格にかかわらず、駐車場利用を認めることができるものとする。

（利用申込）

第3条 団地内駐車場の利用希望者は、組合が別に定める「自動車有料駐車場利用申込書」に必要事項を記入のうえ、理事長に提出しなければならない。

2 利用希望者の資格、当該利用者の認定等のため、理事会が必要と認めた場合には、理事長は前項に定める申込書に加えて必要な書類を当該利用希望者に提出させることができる。

（利用希望者の審査）

第4条 理事長は前条により団地内駐車場の利用申込を受けた時は、理事会において適否を決定する。

（利用者の決定及び割当）

第5条 理事長は前条により審査を適とされた者に対し、理事会の定めにより利用者の決定及び当該利用者の駐車場所の指定を行う。

2 前項の駐車場所の指定は、前年度駐車場契約者に対しては、理事会の決議により前年

度と同一場所とすることができる。

(駐車契約)

- 第6条 前条により団地内駐車場の利用を許可された者は、提出した自動車有料駐車場利用申込書の捺印及び指定期日までの駐車料金の支払いをもって、組合との間に、組合が別に定める自動車駐車契約書（以下「駐車契約書」という。）による駐車契約が締結されたものとする。
- 2 前項の「駐車料金の支払い」が指定期日までに履行されない場合は、指定期日の翌日から3ヶ月目までは月額駐車料金の5%の延滞料を各月ごとに申し受ける。3ヶ月を超えて延滞料を含む駐車料金の支払いがない場合は、駐車契約未締結として扱い、3ヶ月を超える期間からは駐車違反反則金として月額3万円を課す。
 - 3 前項に定める駐車契約書は当該駐車契約者の住所、氏名、車両番号及び当該契約者に係る契約時の駐車場所、駐車料金及び契約期間が記載されたものとする。
 - 4 前項の契約期間は組合会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の1年間とする。ただし、年度の途中契約の契約期間は、現に契約中の他の契約者の契約期間の終了時までとする。

(契約外自動車の駐車禁止)

- 第7条 組合と自動車駐車契約が締結されていない自動車は団地内駐車場に駐車することはできない。

(駐車場所)

- 第8条 駐車場の駐車時間は1日24時間昼夜制とし、第6条により組合と駐車契約が締結されたもの（以下「利用者」という。）は駐車契約にもとづき随時指定された駐車場所に駐車することができる。
- 2 理事会は利用者に対し、前項駐車場所を有償で理事会の定めるネームプレート等に表示させることができる。

(駐車料金)

- 第9条 団地内外の駐車場の駐車料金は、駐車施設賃借料、駐車場運営に係る管理事務費、施設整備費、その他の必要経費に基づき、理事会がこれを定める。
- 2 前項の駐車料金は駐車場特別会計に計上し、駐車施設賃借料、駐車場運営に係る管理事務費、施設整備費、その他の必要経費は同会計支出に計上する。
 - 3 駐車施設賃借料のうち団地内駐車施設賃借料は組合の修繕費積立金特別会計および団地内区分所有建物32棟の修繕積立金会計(預金口座)に繰り入れる。
 - 4 前項の団地内駐車施設賃借料の組合および32棟の各会計への繰入額の按分は、理事会がこれを定める。

(団地内駐車場と団地外駐車場との駐車料金の調整)

第10条 組合が団地外に借地し、駐車施設を建設した駐車場(団地外借地駐車場)あるいは駐車施設と駐車契約した駐車場(団地外契約駐車場)については、第1条から第8条までの規定を準用する。

2 団地外駐車場に係る収入金及び支出金は駐車場特別会計で処理する。

(来訪者駐車場)

第11条 理事会は団地内駐車場の一部を指定し、第2条から第9条までの規定にかかわらず時間を限り来訪者等不特定の自動車に対して当該指定の場所に有料で駐車させることができる。

(アプローチ等の駐車禁止)

第12条 組合員及び居住者は、アプローチ等組合が認めない場所に自己の保有する自動車若しくは来訪車等を駐車し、又は駐車させてはならない。

(違反者の措置)

第13条 理事長は第7条又は第12条の規定に違反した自動車の保有者又は関係人に対して当該自動車の撤去を警告し、又は撤去を求めることができる。当該保有者又は関係人に撤去を警告又は撤去を求めることができないとき、若しくは撤去に応じないときは、理事長は組合規約、組合建築協定又は諸法規による処分を講ずることができる。

2 前項の撤去に要する費用は当該保有者又は関係人の負担とする。

3 理事会が第7条及び第12条の規定に関し、悪質な違反とした自動車の保有者又は関係人に対し、別に定める反則金を課することができる。

4 前項の反則金は理事会において決議する。

付 則

(施行期日)

第1条 この細則は昭和53年12月4日より施行する。

2 前項にかかわらず第9条第3項及び第10条第2項の駐車料の措置の規定は昭54年度から適用するものとし、昭和53年度については、団地内駐車場及び借地駐車場の駐車料金の収入金は組合の駐車場運営費に施設賃借料は組合の修繕費積立金に繰り入れるものとする。ただし、昭和53年度決算において組合の駐車場運営費に過不足があったときには、当該金額は昭和54年度の特別会計・駐車場運営費に繰り入れるものとする。

第2条 この細則の施行日をもって昭和44年8月施行開始の「有料駐車場経営細則」は廃止する。

第3条 本細則は1980（昭和55）年3月30日一部改正施行する。
本細則は1992（平成4）年6月1日一部改正施行する。
本細則は1995（平成7）年6月1日一部改正施行する。
本細則は1995（平成7）年8月1日一部改正施行する。
本細則は2001（平成13）年6月1日一部改正施行する。
本細則は2004（平成16）年6月1日一部改正施行する。
本細則は2010（平成22）年6月1日一部改正施行する。
本細則は2017（平成29）年6月1日一部改正施行する。
本細則は2018年4月1日に遡って一部改正する。
本細則は2020（令和2）年5月23日一部改正施行する。
本細則は2021（令和3）年5月22日一部改正し、2022（令和4）年3月1日施行する。